

現広島FMP開発事業用地の新たな利活用に係る進捗状況について

1 趣旨

県と事業予定者が締結した合意書において9月末を提出期限としていた資金調達の状況等に関する書面が、令和6年9月30日付で事業予定者から提出されたため、内容を報告する。

2 提出された書面の内容等

(1) 資金調達について

ア 9月末時点の達成水準等の内容

開業前資金調達必要合計額から、事業予定者と不動産事業者が法的拘束力のある書面で合意した内容に相当する額を控除した後の残額の3割以上の出資がなされることについて、法的拘束力のある書面を県に提出すること。

イ 書面内容

[不動産投資]

3社（県内企業を含む）から、県と事業予定者における事業用定期借地権設定契約締結後、当該事業用地内の3つのエリアについて、事業予定者と事業用定期借地権設定契約を締結することなどについて合意する書面が提出された。

[出資]

8社（うち3社は代表法人及び構成員企業）から、開業前資金調達必要合計額から不動産事業者による投資内容に相当する額を除いた額のうち、併せて3割を超える出資の意思を表明する書面が提出された。（今回書面の提出のあった8社以外にも、複数社において出資の意向あり）

※ なお、提出された不動産投資及び出資の書面が法的拘束力を有することを弁護士等に確認済

(2) 開業までのスケジュールについて

ア 9月末時点の達成水準等の内容

資金調達や必要資金スケジュールを含めた、開業までの詳細スケジュールを示すこと。

イ 書面内容

- 令和9年春の開業に向け、次のスケジュール等が示された。
 - ・令和6年10月～ 基盤整備に関する実施設計着手
 - ・令和6年12月～ 建設工事に関する基本設計着手
 - ・令和7年4月～ 建設工事に関する実施設計着手
 - ・令和7年8月～ 基盤整備工事の着手
 - ・令和7年10月～ 建設工事の着手
 - ・令和9年春頃～ 開業
- また、上記の開業に向けた準備を進める上で必要となる資金の時期、内容、額とあわせ、それらの調達手法（出資、融資）及び調達予定時期が示された。

3 有識者意見

- 事業予定者において、一つ一つ課題を順調にクリアしており、開業に向けた準備が着実に進んでいる。
- 今回、不動産事業者による投資エリアについて合意され、事業予定者による投資額が減ったことにより、リスクが分散されたことは望ましいが、施設全体の統制をしっかりと図っていく必要がある。

4 今後の対応

- 9月末を期限として設定した資金調達の水準等を満たしており、開業に向けた準備が進んでいることが確認できたことから、事業の実現に向け、引き続き、事業の進捗確認を行っていく。
- 2月中旬を期限として設定した資金調達の水準等を満たしているかなどについて、2月中旬以降に有識者等から意見聴取した上で、本契約締結の可否について判断する。

[2月中旬時点の達成水準の概要]

令和7年2月14日までに、開業前資金調達必要合計額の残額について、金融機関との交渉状況に関する書面と開業までの詳細スケジュールを県に提出し、それをもって事業が実現可能であると県が判断すること。